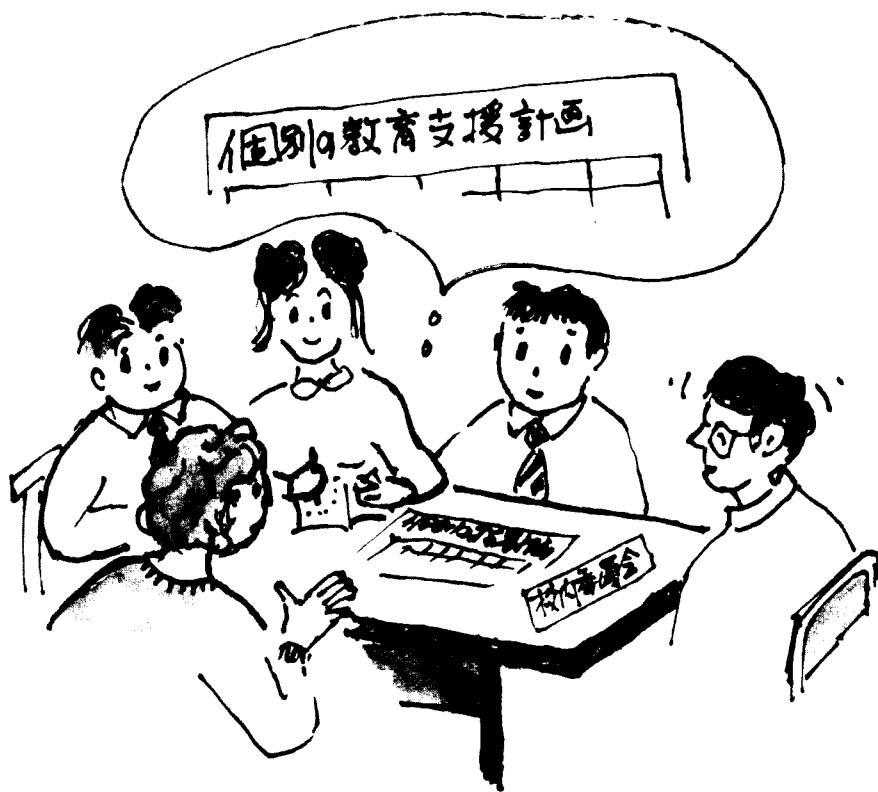


第 2 部



「特別な教育的支援を必要とする子ども」を支援する学校体制

チームとして取り組むことが不可欠

各学校におけるこのチームが「校内委員会」

特別支援教育の基本的なスタンスは、障害のある子どもに対して「特別の場で(特別の場だけで)、特別の先生が、特別の指導をする」ことから、「子どもに関わるすべての人が、連携しながら、それぞれの場で適切に支援する」ことへの転換です。

どんなに子ども理解に優れ、どんなに指導力のある先生が一人だけで頑張っても、子どもに関わる他の人々の関わりが不適切では有効な支援にはなりません。また、担任の先生個人がとらえたその子の実態や工夫してみた手立てがその子の認知特性などに合っているとは限りません。もし、その子の認知特性などに合わない特別な手立てがされたら、子どもはかえって辛い学校生活を送らなければならなくなります。

そのためには、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」によって指導や支援のプログラムを明確に設定して、保護者を含めた関係者の共通理解の下に実践し、その結果を評価して次の指導や支援に反映させていく(Plan-Do-Seeのしくみを確立して実践する)ことが必要で、チームとして取り組むことが必要になります。

各学校におけるこのチームが「校内委員会」です。

I 「校内委員会」の具体的な役割は何ですか？

- ①LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、特別な教育的支援を必要とする子どもに気づき、一人一人の実態把握を行う。
 - ・特別な教育的支援を必要としている全校の子どもを把握する。
 - ・特に、教職員間で共通理解をして関わるが必要な子どもについて情報交換をし、共通理解の内容を検討する。
 - ・支援を必要としている子どもの実態をつまづきの内容とその要因等を相互に関連付けながら総合的に整理し、その配慮や支援の内容について検討する。
- ②特別な教育的支援を必要とする子どもへの指導をサポートする。
 - ・子どもの指導や保護者との相談について担任等にアドバイスを行う。
 - ・必要な校内支援体制の整備について検討したり、その運営をする。
 - ・特別な教育的支援を必要とする子どもの理解や支援についての研修を企画し、運営する。
 - ・教育相談の窓口を設置したり、必要に応じて保護者との教育相談に関わる。
- ③関係機関や地域との連携を行う。
 - ・医療機関、福祉機関、他の教育機関や地域等との連携を行う。

II 「校内委員会」は新たに作るべきですか？

新たに設置した学校もあれば、障害児教育や教育相談の校務分掌をもとにして、活動内容を充実させた学校もあります。

新たに設置したところでは、「今までの慣習にとられない動き方をしたい。」という意図が伺えます。また、障害児教育や教育相談等の分掌を「個別支援」全体を統括する校務分掌として統合し、整備したところもあるようです。

III 「校内委員会」の構成はどうすればいいのでしょうか？

モデル事業の中では、「校長、教頭、担任教師、その他必要と思われる者」と例示されていますが、A校で最適の構成であってもB校では学校の実態に合っているとは限りません。また、実際に動いてみなければ、十分に機能するかどうかは分かりません。

機能的に活動できる構成を考えましょう。

また、個々のケースに対する具体的な支援方法を考え合うための会合と、システムを検討するための会合では参加すべきメンバーが違って当然です。臨機応変に参加メンバーを変えるなど、機能的に活動できる開催方法も考えましょう。

IV 「校内委員会」には校長や教頭など、管理職は入るのでしょうか？

モデル事業の要項に基づき校長や教頭等の管理職が入っているところが多いと思われませんが、他の校務分掌との整合性から入っていないところもあるようです。

ただし、この校内委員会は研究や協議だけを行うのではなく、保護者や地域、他機関との連携に関わるものであるため、一定の権限や責任が必要になることに留意することが大切です。上記の機能を持つことが出来るなら、必ずしも委員会組織にせず、他の校務分掌と同様の「部」の形態でも差し支えありません。

V 「校内委員会」という名称にしなければいけないのですか？

その必要はありません。従来の名前のままでもかまいません。

ただし、このチームの役割は、単に就学の場を協議するためのものではありませんし、ましてや「保護者を説得する」方法を検討するためのものであってはなりません。したがって、例えば「校内就学指導委員会」をもとにして活動する場合などは、Iにあげた新たな役割が反映される名前を工夫するのがいいのではないのでしょうか。

校内委員会の「核」、連携の「要」になる「特別支援教育コーディネーター」

校内委員会がどれだけその役割を果たしていくことができるか、また、チームで取り組むということが単なる理念で終わらず、一人一人の具体的な支援につながるか否かは、校内委員会の核となる教員の動きにかかっています。

特別支援教育コーディネーターは校内委員会の核であり、連携の要です。

I 「特別支援教育コーディネーター」は何をすればよいのですか？

- ①校内委員会のリーダーとして校内支援体制の中心となり、校内の調整を行う。
 - ・特別な教育的支援を必要とする子どもを把握する。
 - ・子どもを支援する教職員相互の調整を行い、担任や保護者を支える。
 - ・校内の資源を活用した支援（通級指導教室、オープン教室等の特別の場や指導補助員等の関わり）の在り方について校内のシステムを統括する。
 - ・教職員が理解を深める取組の中心となる。
- ②必要に応じて、保護者や他の教育機関、医療機関、福祉機関との連携や調整を行う。
 - ・スクールカウンセラー、他校の通級指導教室、盲・聾・養護学校、市町村教育委員会の教育相談窓口、教育センター等との連携を図り、調整の窓口となる。
 - ・保護者や医療機関、福祉機関等との連携を図り、調整の窓口となる。
- ③子どもへの具体的な支援内容を明らかにするチームの要となり、担任等に対して、具体的な指導や対応について、アドバイス等の支援を行う。
 - ・個別の指導計画を担任と共に作成したり、個別の指導計画を作成するときに支援をする。
 - ・認知特性などを踏まえた指導や対応について、担任等へのアドバイスを行う。
 - ・校内の資源を活用した支援についてアドバイスを行う。
 - ・相談支援チーム（巡回相談員や専門家チーム）への報告内容を整理してケース会議等に参加するとともに、専門家の助言内容を分かりやすく校内に伝えたり、その助言に基づく実現可能な手立てを検討し、個別の指導計画や個別の教育支援計画に反映させる。

①と②は、「コーディネーション」の機能、③は「コンサルテーション」の機能です。「特別支援教育コーディネーター」にはどちらの役割も期待されますが、少なくとも①と②は必須です。③は専門性のある他の教員が行うことにしてもよいでしょう。

また、①と②についても、「特別支援教育コーディネーター」が一人で行うものではありません。一人で請け負ってはチームとしての支援にならないことに留意しましょう。コーディネーターは「主役」ではありません。「主役」は、担任の先生、保護者、その他その子どもに関わる人々です。「特別支援教育コーディネーター」は、あくまでも、子どもを支援する人と人をつなぐことを通して、一人一人の子どもに応じた支援を紡いでいく連絡・調整役です。

II 「特別支援教育コーディネーター」は障害児教育の経験者でなくてはならないのでしょうか？

そんなことはありません。Iの①と②で述べたコーディネーションの役割は、障害児教育の経験者の方が堪能だとは限りません。

また、③で述べたコンサルテーションの役割も、LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもたちの多くが通常の学級で学んでいることを考えると、集団の中で様々な子どもを指導してきた先生（集団の中での個別指導や個に応じた指導の経験のある先生）の方が支援のノウハウを持っていることも考えられます。

ただし、障害についての必要最低限の知識を持っていることが望まれますが、これについては、「養成研修会」等を活用してください。

III 「特別支援教育コーディネーター」に求められる資質・能力は何でしょうか？

以上の役割を持つ「特別支援教育コーディネーター」に求められる資質・能力については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所知的障害教育研究部研究室長の徳永豊氏が次の4つをあげておられます。

- ・コミュニケーションスキル（関係者の意見を聞き、支持をしながらまとめる。）
- ・時間管理スキル（業務の優先順位を判断し、効果的に時間を管理する。）
- ・リーダーシップスキル（信頼を得、連携を効果的に進めるために助言する。）
- ・課題解決スキル（関係者と相談しながら適切に判断し、処理する。）

コーディネーションの役割が必須であることを考えると、人との関係をつくるのが好きな人が向いており、人との関係をつくるのが苦手な人や、意見や立場の違う人とすぐ対立する人は向いていないのではないのでしょうか。また、慎重な人よりも、好奇心が旺盛で、フットワークのよい人、失敗を恐れず前向きにチャレンジするのが好きな人が向いているのではないのでしょうか。

IV 「特別支援教育コーディネーター」は決めておかなければならないのですか？

「Plan-Do-See」のサイクルによる個々の子どもの支援を統括し、保護者や地域、他機関との連携に関わる校内委員会の核及び連携の要としての位置付けを明確にしておく必要があります。したがって、校長の権限と責任において、分掌に明確に位置付けておくことが大切です。

学校を支援するシステムの整備

各校の校内委員会やコーディネーターを支援できるしくみが期待される

「子どもを支援する人を支援する」しくみを重層的に整備することが大切

「特別な教育的支援を必要とする子ども」を支援する学校体制の整備が実際に一人一人の子どもへの支援につながるためには、各学校において「子どもを支援するための具体的な手立てが分かり、大きな負担なく、楽に支援できるようになること」が必要です。

すべての学校に「校内委員会」を整備し、「特別支援教育コーディネーター」を位置付けるのはその第一歩ですが、専門性の面から考えると、実際のところ、各校には様々な制限があると思われます。また、専門性の高いコーディネーターがいる学校でも、その先生の転勤によって学校の専門性が低下することも考えられます。

そこで、各校のコーディネーターを支援できる地域全体のコーディネーターが期待されます。つまり、「子どもを支援する人を支援する」しくみを重層的に整備することが大切です。

モデル事業での「専門家チーム」と地域のコーディネーター

モデル事業でこの役割を担っているのが専門家チームです。京都府の専門家チームは、精神科医、小児科医、作業療法士、臨床心理士、児童相談所の心理判定員、市町村の発達相談員、LD等に専門性を有する教育職員などで構成され、総合推進地域ではケース検討会、推進地域では巡回相談を行い、学校を支援しています。

総合推進地域の宇治市では、特別支援教育研究委員会を立ち上げました。市の指導主事、ことばの教室担当者の中からLD等に高い専門性を有する者による市独自の相談支援チームを編成して市内小・中学校への巡回相談を行い、学校を支援しています。平成15年度は、計66回の巡回相談を実施し、のべ105ケースの相談を行いました。この取組は、市内の教員による他校への支援ですので、特別な財源がなくても実施可能なものです。次のページにその取組を紹介していますので、参考にしてください。

推進地域の向日市、長岡京市、大山崎町、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、木津町では、各市町の教育委員会がLD等に専門性を有する市町内の教員を巡回相談員（地域のコーディネーター）に指名し、モデル事業の専門家チームの委員と共に学校を訪問し、巡回相談を行いました。平成15年度は各市町ともモデルケースの相談だけでしたが、地域のコーディネーターが中心になってさらに多くのケースについて学校を支援することが期待されています。

京都府の「養護学校・地域等連携推進事業」

京都府では、平成15年度から「養護学校・地域等連携推進事業」を始めました。これは、モデル事業の手法を取り入れ、養護学校に医療・心理・福祉・教育等の各分野の専門家で構成される専門家チーム（相談支援チーム）を置いて地域支援をするものです。

平成15年度は与謝の海養護学校と桃山養護学校の2校からの出発でしたが、実施校を順次広げ、すべての地域で活用できるよう整備していく予定です。積極的に活用してください。

総合推進地域宇治市における取組

宇治市のA中学校では、校内委員会が開かれています。今回は担任の気付きから出されたケースについての協議です。

校内の特別支援教育コーディネーターは、保護者との相談を経て、具体的な支援の手だてを探るために市の相談支援チームへ巡回相談を依頼しました。

後日、巡回相談員（市のコーディネーター）が学校を訪問します。

実際に参観等を行ったり、校内委員会からアセスメントの説明を受け、理解と支援のための相談を行います。学校は、相談の中で出された支援のためのヒントを整理し、その子どもに合わせた手だてを検討します。

さらに必要なケースについては、府の専門家チームにも相談を依頼し、いろいろな分野の専門家に助言を受け、子どもの理解と支援に生かします。

これは、宇治市内の小・中学校が本年度から設置した「特別支援教育校内委員会」の活動の様子です。

LD、ADHD、高機能自閉症を含め特別な教育的支援を必要としている子どもの実態把握を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な支援をチームで検討している様子がわかります。

宇治市では、子どもを支援するシステムが各学校において構築され始めたことを受けて、その学校を支援するシステムとして市独自の相談支援チームを立ち上げました。（図1参照）

関係機関とネットワークを創りながら、各小・中学校への巡回相談などを実施しています。

〔学校の要請を受けて毎月行われる巡回相談〕

毎月3～4回の巡回相談日を設定し、校内委員会活動の様々な要請に応じています。その内容には、次のようなものがあります。

- ①児童生徒の捉え方と支援の内容についての相談（今年度は約100ケース）
- ②校内委員会での実態把握について
- ③校内の特別支援教育コーディネーターへの支援
- ④専門的な立場からの保護者との相談
- ⑤LD、ADHD、高機能自閉症を含め特別な教育的支援を必要としている子どもの理解と支援のための研修会への協力

〔相談の例〕

「教室からの飛び出し」をどのように考え、対応したらいいのかについて巡回相談を行いました。

この子どもには、知的な発達の遅れはありません。しかし、ことばを受け止める力が弱く、社会的な約束やルールが分かりにくいので、学校生活の中でも「どうすればいいのか」が分からず、自分勝手に見える行動をしてしまっているとらえました。

そこで、「今、何をするのか」を分かりやすく、端的に伝えるとともに、「学校では先生の言うことを聞いて行動すれはうまくいく」という経験を積めるよう支援することが大切であるとのアドバイスを行いました。

アドバイスを受けて、学校では「教室から出てはいけない」ではなく、「今、どうすればいいのかを伝える」という視点で全校職員が共通理解して対応しました。その結果、教室からの飛び出しは減少し、2か月後には、教室の中で落ち着いて学習できるようになりました。手だての有効性を検証することができたケースです。

【図1】 学校を支援するシステム（宇治市の例）

